

アルコール健康障害対策関係者会議運営規則

平成26年10月31日
アルコール健康障害対策関係者会議決定

(会議の招集)

第1条 アルコール健康障害対策関係者会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員及び議事に
関係のある専門委員（以下「構成員」という。）に通知するものとする。
- 3 前項の議事に關係のある専門委員の範囲は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。
- 5 会長は、会議の議長として会議の議事を整理する。

(会議の公開等)

第2条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障
を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とする
ことができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることが
できる。

(議事録)

第3条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した構成員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議
に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事
録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分
について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。